報告第15号

専決処分事項報告について (和解及び損害賠償の額の決定)

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項並びに市長の専決処分事項の指定について(昭和53年12月22日議決)第1項及び第2項の規定により、専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

専決処分書写……別記

令和5年11月29日提出

交野市長 山 本 景

和解及び損害賠償の額を定めるについて

5 専第12号

## 専 決 処 分 書

次のとおり、和解及び損害賠償の額を定めるにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項並びに市長の専決処分事項の指定について(昭和53年12月22日議決)第1項及び第2項の規定により専決処分する。

- 1 内 容 市が相手方に、損害賠償額として金49,500円を支払う。
- 2 相 手 方 住 所 枚方市招堤田近1丁目10番4号 氏 名 佐川急便株式会社枚方営業所
- 3 示談日 令和5年11月17日
- 4 事案概要 令和5年8月26日(土)午前11時59分頃、交野市私部2 丁目12番付近において、相手方が市道私部9号線を普通貨物自 動車にて走行中、車道の陥没に右前輪タイヤが落ちウインチ搭載 のレッカー車での引き上げが必要となったもの。

5 そ の 他 相手方修理費等4 9,500円対物共済保険額4 9,500円市持出額0円

令和5年11月17日

交野市長 山本 景